2　航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものに限る。）は、前項第一号ロ及びハに規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の条件

第四十条の四第三項第一号に規定する条件に適合すること。この場合において、同号ロ(3)中「毎秒五、六〇〇ビット又は毎秒二四、〇〇〇ビット」とあるのは、「毎秒五、六〇〇ビット」と読み替えるものとする。

［二・三　略］

3　航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（インマルサットＢＧＡＮ型に限る。）は、第一項第一号ロ及びハに規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の条件

イ　変調方式は、位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ　送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。

毎秒三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒一六八、〇〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット、毎秒三三六、〇〇〇ビット、毎秒四二〇、〇〇〇ビット、毎秒五〇四、〇〇〇ビット、毎秒六〇四、八〇〇ビット、毎秒六七二、〇〇〇ビット、毎秒八四〇、〇〇〇ビット又は毎秒一、〇〇八、〇〇〇ビット

ハ　位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

二　受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）一〇デシベル以上であること。

三　前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表　略］

［注１～39　略］

40　航空機地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、自動周波数補正機能による変化分を除き次のとおりとする。

(1)　1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なもの及びインマルサットＢＧＡＮ型を除く。）　350Hz

［(2)　略］

(3)　1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（インマルサットＢＧＡＮ型に限る。）　150Hz

2　［同上］

一　［同上］

第四十条の四第五項第一号に規定する条件に適合すること。この場合において、同号ロ(3)中「毎秒五、六〇〇ビット又は毎秒二四、〇〇〇ビット」とあるのは、「毎秒五、六〇〇ビット」と読み替えるものとする。

［二・三　同上］

［新設］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表　同左］

［注１～39　同左］

40　［同左］

(1)　1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものを除く。）　350Hz

［(2)　同左］

［新設］